

水道課よりお知らせ

昨年も村民皆さまの日頃のご理解、ご協力のお陰で、日々の業務を行うことができましたことをお礼申し上げます。

近年は全国的に上水道管の老朽化による漏水事故などが報道でもありますが、本村も例外ではありません。本年も村民皆さまに安全で安定した上水道の供給を行えるよう水道施設の整備を行ってまいります。

なお、不測な事態（漏水等）や工事等で、突然の断水などご迷惑をおかけする事もあります。村民皆様のご理解及びご協力が必要ですので本年も何卒水道事業をよろしくお願いいたします。

臨時職員募集のお知らせ（急募）

年間を通して随時受付けています。

職 種 一般事務臨時職員（補助などの業務）

勤務時間 月曜日～金曜日 ※土日祝日休み
午前8時30分～午後5時15分

受付方法 履歴書を総務課へ持参又は送付
※採用は各課の欠員状況によります。

お問い合わせ：総務課 行政係 ☎966-1200

お知らせです。

今年度、最後の
集団健診の

日にち 1月28日（日）
時間 午前8：30～11：00
場所 総合保健福祉センター

健診はもう受けましたか？
受け忘れないようにしましょう！



要介護認定を受けている方の障害者対象者控除について

福祉健康課では、介護保険の要介護（要支援）認定を受けている65歳以上の方について、申請により村が定める認定基準に該当する方には、「障害者控除対象者認定書」を交付します。所得税や村・県民税を申告する際、この認定書を添付すると本人又はその扶養者が障害者控除（特別障害者控除）を受けることができます。税の申告前までに福祉健康課にて手続きをおすすめします。

障害者控除対象者認定の範囲内であれば「認定書」を交付。範囲外であれば「非該当通知書」を交付します。

対象者 65歳以上の方で、介護保険法に基づく要介護（要支援）を受けている方であること。
認定基準は平成29年12月31日の要介護認定状況となります。

申請方法 福祉健康課にて「障害者控除対象者認定申請書」を提出

必要なもの 介護保険被保険者証、印鑑

受付期間 平成30年2月1日～

※障害者控除対象者認定基準

区分	認定	基準
障害者	(1) 知的障害者	おおむね認知症高齢者の日常生活自立度がII、III、又は知的障害者の障害程度の判断基準（重度以外）と同程度であること。
	(1) 身体障害者	おおむね寝たきり度がA1及びA2、又は身体障害者の障害の程度の等級表（3級～6級）と同程度の障害であること。
特別障害者	(1) 知的障害者（重度）	おおむね痴呆度がIV及びM、又は知的障害者の障害の程度の判定基準（重度）と同程度の障害であること。又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者と同程度の障害の程度であること。
	(2) 身体障害者（1級、2級）に準ずる	おおむね寝たきり度がB1、B2、C1及びC2、又は身体障害者の程度の等級表（1級、2級）と同程度の障害の程度であること。
	(3) 寝たきり老人	おおむね寝たきり度がB1、B2、C1及びC2、又は常に臥床を要し、複雑な介護を要する状態（6ヶ月程度以上臥床し、食事、排便等の日常生活に支障のある状態）であること。

お問い合わせ：福祉健康課 高齢者福祉係 ☎966-1207